平成２３年（フ）第３２７７号
札幌市白石区北郷４条２丁目８番１号　オクトランド303号
債務者　東方　創一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８２号
札幌市手稲区曙４条３丁目５番６号　ウィンディアⅠ―202号
債務者　三和　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２９３号
札幌市西区西町南５丁目１番23号　ａｖｅｃ西町07Ｙ号
債務者　江里　太介
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０１号
札幌市白石区北郷２条11丁目３番25―301号
債務者　菅崎　亜希（旧姓万城目）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１０号
札幌市中央区南８条西１丁目５番地２　南８西１ビル803号
債務者　進藤　道夫
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１５号
札幌市手稲区手稲本町３条３丁目７番11号　サン・ラフォーレ202号
債務者　山口　博彰
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３３６号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目８番２―201号
債務者　引地あけみ
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５２号
札幌市中央区南８条西16丁目２番10号　西川マンション１―６号
債務者　山田　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
山形県酒田市前川字楯前11番地の１
債務者　阿部　圭一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第４７０号
埼玉県本庄市小島３丁目４番４号
債務者　バリビアン　ペレイラ　ウーゴ
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５０２号
埼玉県熊谷市押切2626―１　シグマハイツ埼玉112号、住民票上の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城6279番地
債務者　宮原　一之
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７１０号
堺市堺区材木町東３丁１番18号
債務者　石橋　一仁
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８３号
大阪府藤井寺市西古室１丁目１―21　ユニーブル藤井寺405号室、住民票上の住所大阪府八尾市安中町１丁目３番27号　豊川方
債務者　井阪　和子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０４号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番13―304号
債務者　岩村ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９９号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目13番14号
債務者　占部真美子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０５号
堺市東区日置荘北町12番地３　北田ハイツ103号、前住所堺市東区日置荘西町７丁11番７号
債務者　福井　謙一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５０６号
堺市東区日置荘北町12番地３　北田ハイツ103号、前住所堺市東区日置荘西町７丁11番７号
債務者　福井三千代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係